

改正監査基準報告書600 「グループ監査における特別な考慮事項」 の概要

2023年2月



目次

改正の背景及び経緯

- 改正の背景及び経緯 [P.6参照](#)
- リスクに基づくアプローチ [P.7参照](#)

改正の概要：範囲及び目的

- 監基報600の名称変更 [P.9参照](#)
- 他の監査基準書の参照 [P.10参照](#)
- グループ財務諸表 [P.11~12参照](#)
- 構成単位の監査人の関与 [P.13参照](#)
- 職業的専門家としての懐疑心及び適用の柔軟性 [P.14参照](#)
- 適用時期 [P.15参照](#)
- 本報告書の目的 [P.16参照](#)
- 定義 [P.17~19参照](#)
- 改正前監基報600のイメージ図 [P.20参照](#)
- 改正後監基報600のイメージ図 [P.21参照](#)
- グループ及び構成単位 [P.22~25参照](#)

目次

改正の概要：要求事項及び適用指針

- 品質に関する監査責任者の責任/監査計画 [P.27参照](#)
- グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画 [P.28~30参照](#)
- グループ及びグループ環境、適用される財務報告の枠組み並びにグループの内部統制システムの理解 [P.31~32参照](#)
- 重要な虚偽表示リスクの識別と評価 [P.33参照](#)
- 重要性 [P.34参照](#)
- 評価した虚偽表示リスクへの対応 [P.35~36参照](#)
- 構成単位の監査人とのコミュニケーション及びその作業の妥当性の評価 [P.37~39参照](#)
- 入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価 [P.40参照](#)
- グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有するものとのコミュニケーション [P.41参照](#)
- 監査調書 [P.42参照](#)

目次

その他の事項

- その他の事項 P.44参照
- 適合修正（関連する監基報の改正） P.45参照

適用に当たっての課題（例示）

- 適用に当たっての課題（例示） P.47参照

改正の背景及び経緯

改正の背景及び経緯

国際監査基準の改訂

1. ISA600改訂プロジェクトの開始

2013年7月に公表されたクラリティ版ISAの適用モニタリング報告書にて、改訂の検討の必要性がある基準の一つとして指摘されたことにより改訂プロジェクトが開始された。

2. ISA600の改訂

IAASB※1ボード会議において2021年12月まで議論が行われ、その後、PIOB※2の承認を経て、ISA600（改訂）として確定版が2022年4月7日に公表された。

※1 : The International Auditing and Assurance Standards Boards

※2 : Public Interest Oversight Board

監査基準報告書の改正

ISA600改訂に伴い、監基報600の見直しを開始。

改正に当たって、以下の事項についての検討・見直しを実施している。

- (1) 品質管理への積極的な取組み
 - ・ **リスクに基づくアプローチ**の概念の導入
 - ・ グループ監査品質の管理と達成
 - ・ 情報及び人へのアクセス制限
 - ・ 重要性
- (2) グループ監査基準の目的適合性の維持
 - ・ 適用範囲
 - ・ 他の基準との連携
 - ・ 監査調書
- (3) グループ監査人と構成単位の監査人の強固な双方向のコミュニケーションの強調
- (4) 職業的懐疑心の重要性の強調
- (5) 適用の柔軟性（Scalability）への対応

リスクに基づくアプローチ

(「結論の根拠 (作成者 : IAASBスタッフ) 2022年4月」をもとに作成)

整合性

ISA315 (2019年改訂) 及びISA330の要求事項との更なる整合性の向上

グループ監査人の責任

以下の事項に対するグループ監査人の責任に、より大きな焦点を当てる (必要に応じて構成単位の監査人の支援を受ける。)

- ▶ グループ財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルのグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
- ▶ ISA330に準拠したリスク対応手続の立案及び実施

適切なアプローチの立案

十分かつ適切な監査証拠を入手するための適切なアプローチの立案に、より大きな焦点を当てる (すなわち、単に構成単位の財務情報の「監査」をデフォルトとするのではない)。

※どのような作業を、どのように、誰がどこで実施するかについての検討

改正の概要：範囲及び目的

監基報600の名称変更

ISA600

Special Considerations-Audits of Group Financial Statements
(Including the Work of Component Auditors)

■ 監基報600の名称

【改正前】 **グループ監査**



【改正後】 **グループ監査における特別な考慮事項**

監査基準報告書に基づいて監査を実施する際、他の報告書もグループ監査に当然に適用される前提で、監基報600はグループ監査において考慮すべき事項に関する実務上の指針を提供している点を強調するため

■ 監基報600第1項

改正前

本報告書は、構成単位の監査人を関与させる場合に特に考慮すべき事項を中心に、グループ監査に関する実務上の指針を提供するものである。

改正後（一部）

本報告書は、構成単位の監査人が関与する状況を含む、グループ財務諸表の監査（以下「グループ監査」という。）に関して、特に考慮すべき事項を中心に実務上の指針を提供するものである。

他の監査基準報告書の参照

- 本報告書の要求事項及び適用指針は、グループ監査に関連する他の監査基準報告書を参照又はそれらを拡充させている（第1項）。

特に明示されている 5つの基準

- ・ 監基報220「監査業務における品質管理」（33カ所）
- ・ 監基報230「監査調書」（5カ所）
- ・ 監基報300「監査計画」（6カ所）
- ・ 監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（19カ所）
- ・ 監基報330「評価したリスクに対応する監査人の手続」（9カ所）

*かっこ書き = 参照数

【新旧条文数比較】

	改正前	改正後
要求事項等	49項	59項
適用指針	A64	A182
付録	1～5	1～3

明示的に参照 されている他の基準 (19基準)

- ①監基報320、②品基報1、③品基報2、④監基報540、⑤監基報240、⑥監基報210、⑦監基報250、⑧監基報550、⑨監基報450、⑩監基報520、⑪監基報560、⑫監基報570、⑬監基報260、⑭監基報265、⑮監基報705、⑯監基報701、⑰監基報720、⑱監基報700、⑲監基報610

グループ財務諸表（1）

- グループ財務諸表は、連結プロセスを通じて作成された複数の企業又は事業単位の財務情報を含む財務諸表である。
本報告書で用いられる連結プロセスという用語は、適用される財務報告の枠組みに基づく連結財務諸表の作成だけでなく、結合財務諸表の表示や、企業又は事業単位（支店、部門等）の財務情報の集計も含むものである（第2項）。

グループ財務諸表の定義 （第14項（11））

複数の企業又は事業単位の財務情報を含む、以下の連結プロセスを通じて作成された財務諸表をいう。

- ① 連結又は持分法による会計処理
- ② 親会社を有しないが共通の支配下にある、又は共通の経営者の下にある企業又は事業単位の財務情報に係る結合財務諸表の表示
- ③ 企業又は事業単位（例えば、支店又は部門）に関する財務情報の集計

連結プロセス （A27項）

「連結プロセス」という用語は、財務報告の枠組みで定義又は記述がなされている「連結」又は「連結財務諸表」と同義であることを意図していない。

グループ財務諸表 (2)

- 本報告書は、グループ監査以外の財務諸表監査において、監査チームに他の監査事務所の者が含まれる場合に、**必要に応じて適用される**ことがある。

例えば、本報告書は、遠方にある事業所の棚卸資産の实地棚卸の立会、固定資産の実査又はシェアード・サービス・センターにおける監査手続の実施に他の監査事務所の者を関与させる場合に役立つことがある（第3項）。

グループ財務諸表に該当するケース

- 例示：複数の支店を有する銀行等、複数の拠点で業務を展開している会社（A4項）

事業単位が、別個の所在地、別個の経営者又は別個の情報システム（別個の総勘定元帳を含む。）といった特性を有し、単一の法人の財務諸表の作成に際して財務情報が集計されている場合、そのような財務諸表は連結プロセスを通じて複数の企業又は事業単位の財務情報を含む。

グループ財務諸表に該当しないケース

- 例示：法令上の報告又はその他の経営上の目的のために、単一の法人が、複数の製品やサービスラインの財務情報を得られるように情報システムを構築している場合（A5項）

このような状況における企業の財務諸表は、連結プロセスを通じて複数の企業又は事業単位の財務情報を集計していないため、グループ財務諸表ではない。

さらに、法令上の報告又はその他の経営上の目的のために、例えば補助元帳などで、個別の情報を得ることは、本報告書の目的において、個別の企業又は事業単位（例えば、部門等）を設けることにはならない。

構成単位の監査人の関与

■ 監査基準報告書220第25項

業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、監査チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて判断することを監査責任者に要求している。

グループ監査

そのような資源に構成単位の監査人が含まれることがある。そのため、本報告書は、グループ監査人に対して構成単位の監査人の関与の内容、時期及び範囲を決定することを要求している（第6項）。

構成単位の監査人は、グループ監査の全ての段階に関与することが可能であり、実際に関与することが多い（第7項）。

本報告書は、グループ監査責任者又は該当する場合にグループ監査人が、構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することを要求し、また、グループ監査人と構成単位の監査人の**双方向のコミュニケーションの重要性**を強調している（第8項）。

本報告書は、グループ監査人が構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の内容、時期及び範囲を決定するに当たり考慮する事項を記載している（第8項）。

職業的専門家としての懐疑心及び適用の柔軟性

職業的専門家としての懐疑心（第9項）

監査チームは、監査基準報告書200第14項及び第15項に基づいて、職業的懐疑心を保持してグループ監査を計画し実施し、また職業的専門家としての判断を行使することが要求されている。

適用の柔軟性（第10項）

本報告書は、規模や複雑さを問わず、全てのグループ監査を対象としている。ただし、本報告書の要求事項は、各グループ監査の性質又は状況に照らして適用されることを意図している。

- （例）グループ監査の全てがグループ監査人によって実施される場合
⇒要求事項の中には構成単位の監査人の関与を条件とする項目もあるため、関連しない項目もある（グループ監査人が監査手続を集約的に実施できる場合や、構成単位の監査人を関与させずに構成単位での監査手続を実施できる場合）。

グループ監査責任者及びグループ監査人の責任（第11項）

グループ監査責任者は、本報告書の要求事項を遵守することについて最終的な責任を有し、それに基づく説明責任を負う。

- 「グループ監査責任者（又は、グループ監査人）は……を（し）なければならない。」⇒自ら実施する。
- 「グループ監査責任者（又は、グループ監査人）は……に関して責任を負わなければならない。」という表現
⇒**構成単位の監査人を含む**適切な能力又は経験を持つ他の監査チームメンバーに、手続又は業務の立案や実施を割り当てること認められている場合に使用される。

適用時期

	2022年	2023年	2024年	2025年
大規模 監査法人		適用：2024/4/1以後開始する 事業年度又は会計期間に係る監 査～	改正監基報600の適用	
			改正品基報等の適用	
大規模 以外		適用：2024/7/1以後開始する 事業年度又は会計期間に係る監 査～	改正監基報600の適用	
			改正品基報等の適用	

(ご参考) ISA600 (改訂) : 2023年12月15日以後開始する事業年度のグループ財務諸表の監査から適用 (早期適用も可)

- 改正監基報600は改正品基報等※の内容を前提としているため、**改正監基報600を早期適用する場合、改正品基報等についても同時に適用することが必要である (第12項)。**

※品質管理基準報告書第1号並びに第2号及び監査基準報告書220 (2022年6月16日公表)

本報告書の目的

本報告書における監査人の目的（第13項）

- (1) グループ監査契約の**新規の締結及び更新**に関して、グループ財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することを合理的に見込めるかどうかを判断すること。
- (2) 不正か誤謬かを問わず、グループ財務諸表の**重要な虚偽表示リスクを識別して評価し**、評価したリスクに適切に対応するための**リスク対応手続を立案し実施**すること。
- (3) 構成単位の監査人の作業の範囲及び時期について**明確なコミュニケーション**を行い、その作業の結果を評価することを含め、グループ監査を通じて**構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与**すること。
- (4) 構成単位の監査人が実施した作業を含め、グループ財務諸表に対する**意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠が**、実施した監査手続から**入手されているかどうか**を評価すること。



定義（1）

■ 重要性の基準値関連（第14項）

(1) 合算リスク

未修正の虚偽表示及び未発見の虚偽表示の合計が、財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性をいう。

合算リスク（Aggregation Risk）の定義の明確化

(5) 構成単位の手続実施上の重要性

構成単位に関連する監査手続の計画及び実施の目的で、合算リスクを適切な低い水準に抑えるためにグループ監査人が設定する金額をいう。

改正前基準での「構成単位の重要性の基準値」に代えて、構成単位の財務情報の監査手続を立案及び実施する際に適切な「構成単位の手続実施上の重要性」を決定する。

合算リスクに対応するため「構成単位の手続実施上の重要性」は「グループ・レベルの手続実施上の重要性」よりも低く設定することを要求している（第35項）。

一般的に、個別に監査手続が実施される構成単位が増加するほど合算リスクは高まる（A19項）。

(13) グループ・レベルの手続実施上の重要性

グループ監査人が決定するグループ財務諸表全体における、監査基準報告書320「監査の計画及び実施における重要性」第8項及び第10項に定める手続実施上の重要性をいう。

定義（2）

■ 監査チーム関連（第14項）

構成単位の監査人は、監査チームの一員である。

グループ監査における「監査チーム」

(3) 構成単位の監査人

グループ監査の目的で構成単位に関連する監査の作業を実施する監査人をいう。**構成単位の監査人は、グループ監査における監査基準報告書220第12項(4)に定める監査チームの一員である。**



(8) グループ監査人

(10) グループ監査責任者

グループ監査に責任を負う、監査基準報告書220第12項(1)に定める監査責任者

監査チームのメンバー (構成単位の監査人を除く)

グループ監査責任者及び監査チームのメンバー（構成単位の監査人を除く。）をいう。

グループ監査人は以下の責任を負う。

- ① グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細なグループ監査計画の作成
- ② 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲
- ③ グループ財務諸表に対する意見形成のための基礎として入手した監査証拠から導かれた結論についての評価

定義（3）

■ 構成単位関連（第14項）

(2) 構成単位－グループ監査における監査手続の計画及び実施を目的として、**グループ監査人により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せ**をいう。

重要な構成単位の概念は廃止された（追加して選択した構成単位の概念も廃止）。
例えば...

改正前600 第8項(13)⇒削除

「重要な構成単位」－グループ監査チームが、以下のいずれかに該当すると識別した構成単位をいう。

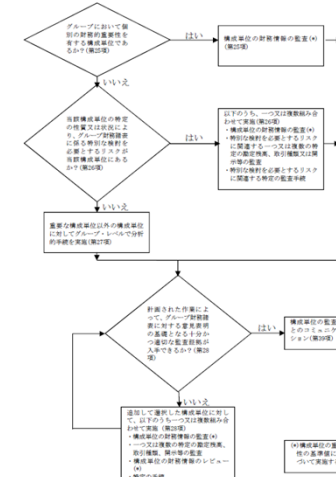
- ① グループに対する個別の財務的重要性を有する。
- ② 特定の性質又は状況により、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある。

改正前600 A5項⇒削除

（前略）適切な財務指標には、グループの性質及び状況に応じて、グループ財務諸表の資産、負債、キャッシュ・フロー、利益又は売上高等が含まれる。例えば、グループ監査チームは、選択した財務指標の15%を超過する構成単位を重要な構成単位と考える場合がある。ただし、状況によっては、これより高い又は低い比率を適切と考える場合もある。 **※数値基準の廃止**

※付録4も削除。

《付録4 グループ監査チームが構成単位の財務情報に関して実施する作業の種類を決定する際に、構成単位のグループにおける重要性がどのような影響を与えるか》(A5項参照)



改正前監基報600のイメージ図

● イメージスライド

重要な構成単位（財務的重要性、特別な検討を必要とするリスク）の概念
 ※選択した財務指標の15%、追加選択した構成単位等の考え方も含む。

	連結FS	親会社	構成単位 1	構成単位 2	構成単位 3	構成単位 4	...	単純合算	連結修正
アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク/関連する重要な取引種類、勘定残高又は注記事項	勘定残高 1	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	勘定残高 2	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	...	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	取引種類 1	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	取引種類 2	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	...	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	注記 1	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	注記 2	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
	...	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

- 財務的重要性を有する構成単位：構成単位の財務情報の監査
- 特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性のある構成単位
 - (1) 構成単位の財務情報の監査
 - (2) 特別な検討を必要とするリスクに関連する一つ又は複数の特定の勘定残高、取引種類又は開示等の監査
 - (3) グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに関連する特定の監査手続

改正後監基報600のイメージ図

● イメージスライド

グループの組織：企業又は事業単位

アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク/関連する重要な取引種類、勘定残高又は注記事項	連結FS	親会社	企業又は事業単位 1	企業又は事業単位 2	企業又は事業単位 3	企業又は事業単位 4	...	単純合算	連結修正
勘定残高 1		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
勘定残高 2		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
...		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
取引種類 1		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
取引種類 2		企業又は事業単位 5		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
...				XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
注記 1		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
注記 2		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
...		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

【適用指針A131】

評価した重要な虚偽表示リスクに対応して、構成単位において以下のいずれの作業の範囲が適切であるかを決定する場合がある。

- (1) 構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続の立案及び実施
- (2) 一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続の立案及び実施
- (3) 特定のリスク対応手続の実施

グループ及び構成単位（1）

企業又は事業単位 （第4項）

グループは様々な方法で組織される。例えば、

- 法人又はその他の企業（例えば、親会社と1社以上の子会社、共同支配企業又は持分法で会計処理される投資等）
 - 所在地やその他の経済的単位（支店又は部門を含む。）又は機能や事業活動
- これらの異なる形態の組織は、本報告書において総称して「**企業又は事業単位**」とする。

監査の作業を実施する 構成単位（第5項）

グループ監査人は、評価したグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクに対応するために、監査手続の計画及び実施のための適切な方法を決定し、職業的専門家としての判断を行使して、監査の作業を実施する構成単位を決定する。

この決定は、グループ監査人のグループ及びグループ環境についての理解並びにその他の要素（例えば、集約的な監査手続の実施可能性、シェアード・サービス・センターの有無又は共通の情報システムや内部統制の存在）に基づいて行われる。

構成単位の監査人の関与 （第6項から第8項）

- ・グループ監査人に、構成単位の監査人の関与の内容、時期及び範囲を決定することを要求している。
- ・グループ監査責任者又は該当する場合にグループ監査人が、構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することを要求し、また、グループ監査人と構成単位の監査人の**双方向のコミュニケーションの重要性**を強調している。

グループ及び構成単位（2）

■ 「監査の作業を実施する構成単位」に関連する適用指針（A7項からA9項）

グループの組織構造及び情報システムの理解に基づき、（中略）特定の企業又は事業単位の財務情報を一体とみなす場合がある。

例）あるグループが、類似する事業特性を有しており、同一の所在地において、同一の経営者の下で事業を行い、情報システムを含む共通の内部統制システムを利用している三つの法人を有しているとする。このような状況において、グループ監査人は、これらの三つの法人を一つの構成単位として取り扱ふと判断する場合がある。

グループ監査人は、シェアード・サービス・センターを構成単位であると決定する場合がある。

例）グループが、シェアード・サービス・センターの利用を通じて、グループ内の複数の企業又は事業単位に適用される活動又はプロセスを集約化しており、このような集約化された活動がグループの財務報告プロセスに関連している場合。

その他の考慮事項

経営者がどのように事業セグメントを決定しているか。

【参考】

A22項：状況により、グループ監査人は、グループ監査人に集約して取引種類、勘定残高又は注記事項に関するテストを実施することもある。自らが構成単位に関連した監査手続を実施することもある。このような状況において、グループ監査人は構成単位の監査人とはみなされない。

グループ及び構成単位（3）

■ 監査の作業を実施する構成単位の決定に影響を与える事項の例示（A51項）

構成単位に関連して**グループ財務諸表におけるアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性**のある、例えば、以下のような事象や状況の内容

- 新しく設立された、又は買収された企業又は事業単位
- 重要な変化が生じた企業又は事業単位
- 関連当事者との重要な取引
- 通常の取引過程から外れた重要な取引
- グループ・レベルで実施した分析的手続において発見された異常な変動

企業又は事業単位に固有の事象や状況

グループ財務諸表における重要な取引種類、勘定残高又は注記事項の構成単位にわたる**分散の程度**。グループ財務諸表に対する企業又は事業単位における**資産、負債及び取引の規模並びに内容**についても考慮する。

グループ財務諸表における全ての重要な取引種類、勘定残高又は注記事項に関する十分かつ適切な監査証拠が、識別された構成単位の財務情報について計画された監査の作業から入手されると見込めるかどうか。

過年度の監査において構成単位で発見された虚偽表示又は内部統制の不備の内容及び範囲

グループにわたり共通化された内部統制の内容及び範囲、並びにグループにおける財務報告に関連する活動の集約化の程度及びその方法

グループ及び構成単位（４）

■ 評価したリスクへの対応

グループ監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに対応して、構成単位において以下の**いずれの作業の範囲が適切であるかを決定する**場合がある（A131項）。

- 構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続の立案及び実施
- 一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続の立案及び実施
- 特定のリスク対応手続の実施

【参考：改正前の取扱い】 改正前監基報600第25項から第28項

《重要な構成単位》 ⇒改正監基報600において「重要な構成単位」の概念はなくなった。

- ・ 個別の財務的重要性を有する重要な構成単位：構成単位の財務情報の監査
- ・ 特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある重要な構成単位：
 - (1) 構成単位の重要性の基準値に基づく構成単位の財務情報の監査
 - (2) 特別な検討を必要とするリスクに関連する一つ又は複数の特定の勘定残高、取引種類又は開示等の監査
 - (3) 特別な検討を必要とするリスクに関連する特定の監査手続

《重要な構成単位以外の構成単位》 ⇒改正監基報600において「重要な構成単位以外の構成単位」の概念もなくなった。

重要な構成単位以外の構成単位から構成単位：以下の作業の種類のうち一つ又は複数組み合わせて実施。

- ・ 構成単位の重要性の基準値に基づく構成単位の財務情報の監査
- ・ 一つ又は複数の特定の勘定残高、取引種類及び注記事項の監査
- ・ 構成単位の財務情報のレビュー ⇒改正監基報600においてレビューは削除された。
- ・ 特定の手続 ⇒改正監基報600において「特定のリスク対応手続」のみを記載している。

改正の概要：要求事項及び適用指針

品質に関する監査責任者の責任/監査計画

■ グループ監査における品質の管理と達成に対する監査責任者の責任

監査基準報告書220第13項を適用するに当たり、**グループ監査責任者には、グループ監査業務の全体的な品質の管理と達成に対する責任を負うことが要求されている。**

適用に当たって、グループ監査責任者には、以下を実施することが要求されている（第16項）。

- (1) 監査チームメンバーに期待される行動を強く意識付けるグループ監査業務の環境を整備する責任を負うこと。
- (2) 重要な判断や到達した結論がグループ監査業務の内容及び状況を踏まえて適切かどうかを判断する根拠が得られるよう、構成単位の監査人の作業を含め、グループ監査業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与すること。

■ グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画

グループ監査人は、グループ監査の基本的な方針を策定し、その詳細な監査計画を作成し、また必要に応じて見直さなければならず、その際に以下の事項を決定しなければならない（第22項）。

- (1) **監査の作業を実施する構成単位**
- (2) 構成単位の監査人の関与の内容、時期及び範囲を含むグループ監査の実施に必要な資源

グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画（1）

構成単位の監査人が関与する場合のグループ監査責任者及びグループ監査人への要求事項

グループ監査責任者は、グループ監査人が構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与できるかどうかを評価しなければならない（第23項）。

構成単位の監査人が、依頼された作業を実施するかどうかを含め、**グループ監査人に協力することを確認する**ように、構成単位の監査人に対して要請しなければならない（第24項）。

独立性を含む職業倫理に関するグループ監査責任者の責任（第25項）

- 適用される職業倫理に関する規定を構成単位の監査人に認識させること。
- 職業倫理に関する規定を構成単位の監査人が理解し、遵守しているかどうか確認すること。

業務運営に関する資源（第26項）

- グループ監査責任者は、構成単位の監査人が**十分な時間を含む適性及び適切な能力**を有しているかどうかを判断しなければならない。
- グループ監査責任者は、構成単位の監査人に関するモニタリング及び改善プロセス又は外部検査の結果についての情報が利用可能となった場合、当該情報と上述の判断との関連性を判断しなければならない。

グループ監査責任者は、以下を考慮して、**構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の内容、時期及び範囲に対する責任**を負わなければならない（第28項）。

- グループ財務諸表において評価した重要な虚偽表示リスクが高い領域又は監査基準報告書315に従って識別された特別な検討を必要とするリスク
- グループ財務諸表の監査における重要な判断を含む領域

グループ監査人は、それぞれの責任並びに**グループ監査人の期待**について構成単位の監査人とコミュニケーションを行わなければならない（第29項）。

グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画（2-1）

関連する
適用指針
(A47項～A87項)

- (1) グループ監査の計画及び実施の連続的かつ反復的性質（A47項）
- (2) グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細な監査計画の作成（A48項からA50項）
- (3) 監査の作業を実施する構成単位（A51項 ※既出）
- (4) 資源（A52項からA56項）
- (5) 構成単位の監査人が関与する場合の考慮事項（A57項）
 - ① 構成単位の監査人の作業への十分かつ適切な関与
 - ② 独立性を含む職業倫理に関する規定
 - ③ 業務運営に関する資源
※監基報220第25項は、監査責任者に対し、業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、監査チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であることを判断することを要求している。
 - ④ 構成単位の監査人の適性及び能力
※監基報220のA71項は、監査チームが適性及び適切な能力を有しているかを判断する際に、監査責任者が考慮する場合があるとされる事項に関して指針を提供している。
 - ⑤ 専門家の業務の利用 ※改正に当たり明文化している。
 - ⑥ 自動化されたツール及び技法
 - ⑦ 構成単位の監査人に関するグループ監査人の理解

品基報1号や監基報220をベースとしており、グループ監査においては構成単位の監査人を含んでいる。

～次ページへ続く～

グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画（2-2）

関連する
適用指針
(A47項～A87項)

(5) 構成単位の監査人が関与する場合の考慮事項（A57項）

～前ページ続き～

⑧ 業務の実施

- 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の内容、時期及び範囲は、業務の内容及び状況に基づいて調整されることがある（A75項）。
- グループ監査責任者が構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲に対する責任を果たす方法は、様々である（A76項）。
【例示】要求事項に関する構成単位の監査人とのコミュニケーション、討議するための会議又は電話、監査調書の直接の又は遠隔での査閲等
- 監基報220第31項等を適用するに当たり、グループ監査責任者には、監査業務の適切な時点で監査調書を査閲することが要求されている。これには、グループ監査に関連する以下の監査調書が含まれる。グループ監査責任者による監査調書の査閲は、グループ監査期間を通じて行われることが多い（A77項）。
 - 重要な事項
 - 重要な判断並びに到達した結論
 - 監査責任者が職業的専門家として監査責任者の責任に関連すると判断したその他の事項

- ⑨ 構成単位の監査人とのコミュニケーション
- ⑩ コミュニケーションの方法
- ⑪ コミュニケーションの実施時期
- ⑫ 違法行為

グループ及びグループ環境、適用される財務報告の枠組み並びにグループの内部統制システムの理解（1）

- 監基報315第18項から第26項を適用するに当たり、グループ監査人は以下の事項を理解する責任を負わなければならない（第30項）。

グループ及びグループ環境

これには以下を含む。

- ① 以下を含むグループの組織構造及びビジネスモデル
 - グループの業務又は活動が行われている場所
 - グループの業務又は活動の性質及びそれらがグループ全体で類似する程度
 - グループのビジネスモデルが情報技術（IT）を活用している程度
- ② グループの企業及び事業単位に影響を及ぼす規制等の要因
- ③ 企業又は事業単位の業績を評価するために企業内外で使用される測定指標

適用される財務報告の枠組み及びグループ全体における会計方針と実務との一貫性

グループの内部統制システム

これには以下を含む。

- ① 共通化された内部統制の程度及び範囲
- ② グループが財務報告に関連する活動を集約化しているかどうか、及び集約化している場合にはその方法
- ③ グループの連結プロセス及び連結修正
- ④ 情報システム及びグループの内部統制システムのその他の構成要素において、グループ財務諸表の作成を支援する重要な事項及び関連する財務報告責任について、グループ経営者が企業又は事業単位の経営者に伝達する方法

改正前は、「グループ全体統制」に関する規定であった。

グループ及びグループ環境、適用される財務報告の枠組み並びにグループの内部統制システムの理解（２）

■ 付録２ グループの内部統制システムの理解

- 《 1. 統制環境》
- 《 2. グループのリスク評価プロセス》
- 《 3. 内部統制システムを監視するグループのプロセス》
- 《 4. 情報システムと伝達》
 - 《(1) 連結プロセス》
 - 《① 適用される財務報告の枠組みに関する事項》
 - 《② 連結プロセスに関する事項》
 - 《③ 連結のための修正及び組替に関する事項》
- 《 5. 統制活動》

《(1) 連結プロセス》①～③の記述は、改正前600とほぼ同じ内容となっている。

《 1. 統制環境》から《 5. 統制活動》の大項目は、監基報315の《付録3 企業の内部統制システムの理解》と整合した項目としており、監基報315の付録3がグループ監査に関連してどのように適用されるかについて記載している。

重要な虚偽表示リスクの識別と評価

- グループ監査人は、第30項により得られた理解に基づき、**連結プロセスを含むグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別と評価に責任を負わなければならない**（第33項）。

関連する
適用指針
(A108項～
A113項)

グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し評価するプロセスは、反復的かつ累積的である。特に構成単位の事業活動が複雑若しくは専門化している場合又は複数拠点にわたって多数の構成単位が存在している場合に、難しくなることがある（A108項）。

グループ監査人は、潜在的な重要な虚偽表示リスクの暫定的な識別に基づいて**構成単位の監査人をリスク評価手続に関与**させることがあり、また関与させることが多い（A109項）。

識別したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクについて、**グループ監査人は、固有リスクの評価に対する責任を負う**（A110項）。

《付録3》において、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のある事象又は状況を、固有リスク要因ごとに例示している。

※固有リスク要因：「複雑性」「主観性」「変化」「不確実性」「経営者の偏向又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさ」
(監基報315.A3項及び付録2)

重要性

■ グループ監査人は、グループ財務諸表の取引種類、勘定残高又は注記事項が構成単位ごとに細分化されている場合、監査手続を計画及び実施するために、以下の事項を決定しなければならない（第35項）。

(1) **構成単位の手続実施上の重要性**

合算リスクに対応するために、当該金額はグループ・レベルの手続実施上の重要性より低くならない。

(2) **構成単位の財務情報で識別された虚偽表示についてグループ監査人とコミュニケーションを行う金額の基準値**

当該基準値は、グループ財務諸表にとって明らかに僅少と考えられる金額を超えてはならない。

関連する
適用指針
(A116項～
A121項)

構成単位の手続実施上の重要性は、**構成単位ごとに決定する（構成単位ごとに異なる場合がある。）**。
また、個々の構成単位の手続実施上の重要性の合計は、グループ・レベルの手続実施上の重要性と一致する必要はなく、**それを超える場合もある**。

単純で機械的な計算により決定されるものではなく、その決定には職業的専門家としての判断を伴う。

状況によっては、一つの構成単位の財務情報がグループ財務諸表の大部分を占めているなど、合算リスクが低いことを理由に、構成単位の手続実施上の重要性がグループ・レベルの手続実施上の重要性に近い金額に設定される場合がある。

評価した虚偽表示リスクへの対応（1）

- グループ監査人は、リスク対応手続を実施する構成単位及びその構成単位で実施する作業の種類、時期及び範囲の決定を含む、**実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲に責任を負わなければならない**（第37項）。
- **連結プロセス**（第38項）
 - (1) 適用される財務報告の枠組みの要求事項に従って、全ての企業及び事業単位がグループ財務諸表に含まれているか。
 - (2) 連結のための修正及び組替の適切性、網羅性及び正確性
 - (3) 連結プロセスにおける経営者の判断が、経営者の偏向が存在する兆候を示していないか。
 - (4) 連結プロセスから生じる不正による重要な虚偽表示リスクへの対応
- グループ財務諸表に適用されている**会計方針との同一性**（第39項）
- 報告期間の末日が異なる企業又は事業単位の財務情報への対応（第40項）
- 構成単位の監査人が関与する場合の考慮事項
グループ財務諸表における重要な虚偽表示リスクが高いと評価された領域又は特別な検討を必要とするリスクについて、**実施するリスク対応手続を構成単位の監査人が決定している場合、グループ監査人は、そのリスク対応手続の立案及び実施の適切性を評価しなければならない**（第42項）。



評価した虚偽表示リスクへの対応（2）

関連する
適用指針
(A124項～
A143項)

■ リスク対応手続の集約的な実施

一つ又は複数の重要な取引種類、勘定残高又は注記事項についてリスク対応手続を一括して実施することによって、評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する監査証拠が得られる場合には、**リスク対応手続を集約的に立案及び実施することがある**（例えば、シェアード・サービス・センターの場合）（A124項）。

リスク対応手続を実施する目的で、複数の構成単位の財務情報を**一つの母集団と考えることができる**と判断する**場合がある**（例えば、取引が同一の特性を有し、関連する重要な虚偽表示リスクが同一であり、内部統制が一貫した方法でデザイン及び運用されていることから取引が同質であると考えられる場合）（A125項）。

■ リスク対応手続の種類及び範囲

グループ監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに対応して、構成単位において**以下のいずれの作業の範囲が適切であるかを決定する**場合がある（A131項）。

- 構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続の立案及び実施
- 一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続の立案及び実施
- 特定のリスク対応手続の実施

グループ監査人が**どの程度関与すれば適切であるかは、グループの状況やグループ構造その他の要因によって異なる**場合がある（A143項）。



構成単位の監査人とのコミュニケーション及びその作業の妥当性の評価（1）

- グループ監査人は、構成単位の監査人に対して、グループ監査に関するグループ監査人の結論に関連する事項についてコミュニケーションを行うよう要請しなければならない。コミュニケーションを行う事項には、以下を含めなければならない（第45項）。

- (1) 構成単位の監査人が監査手続の実施を依頼された財務情報の特定
- (2) 構成単位の監査人がグループ監査人に依頼された作業を実施したかどうか。
- (3) 構成単位の監査人が、グループ監査業務に適用される独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守したかどうか。
- (4) 違法行為に関する情報
- (5) 構成単位の監査人によって識別された構成単位の財務情報の**修正済み及び未修正の虚偽表示**
- (6) 経営者の偏向が存在する兆候
- (7) 実施した監査手続において識別された内部統制システムの不備に関する説明
- (8) 不正又は不正の疑い
- (9) 構成単位の監査人が、構成単位の経営者又は構成単位のガバナンスに責任を有する者に報告した、又は報告を予定しているその他の重要な事項
- (10) その他の事項
- (11) **構成単位の監査人の発見事項又は結論**

改正前600から大きな変更はない。

構成単位の監査人とのコミュニケーション及びその作業の妥当性の評価（２）

グループ監査人は、以下を実施しなければならない（第46項）。

- (1) 第45項に従って行われたコミュニケーションを含め、構成単位の監査人とのコミュニケーションにおいて識別した重要な事項について、構成単位の監査人、構成単位の経営者又はグループ経営者と適宜協議する。
- (2) 構成単位の監査人とのコミュニケーションが、グループ監査人の目的に照らして十分かどうかを評価する。コミュニケーションがグループ監査人の目的に対して十分ではない場合、グループ監査人はグループ監査への影響を考慮しなければならない（A147項参照）。

グループ監査人は、**追加的に構成単位の監査人の監査調書を査閲する必要があるかどうか、及びその範囲を判断しなければならない。**この判断に当たり、グループ監査人は以下を考慮しなければならない（第47項）。

- (1) 構成単位の監査人が実施する作業の種類、時期及び範囲
- (2) 第26項に従って判断した構成単位の監査人の適性及び能力
- (3) 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲

グループ監査人は、構成単位の監査人が実施した作業を含め、実施した監査手続からグループ財務諸表の監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうかを評価しなければならない（第51項）。

構成単位の監査人とのコミュニケーション及びその作業の妥当性の評価（3）

■ 追加的な構成単位の監査人の監査調書の査閲（A148項及びA149項）

◆ グループ監査人による第47項(3)に従った検討は、構成単位の監査人の作業に対するグループ監査人の継続的な関与に関連する以下の事項によっても影響を受ける場合がある。

- 第45項（※グループ監査人の結論に関連する事項についてのコミュニケーション）に従った事項を含む、構成単位の監査人からのコミュニケーション
- グループ監査の過程において**グループ監査人が既に実施した、構成単位の監査人の監査調書の査閲**（例えば、第34項、第42項及び第43項の要求事項を満たす目的で監査調書の査閲を既に実施している場合）又は監査基準報告書220第31項（※本資料既出）に従ったグループ監査責任者による構成単位の監査人の監査調書の査閲

◆ 状況において追加的に構成単位の監査人の監査調書を査閲する必要があるか及びその範囲についての、グループ監査人の判断に影響する可能性のある**その他の要因**には、以下が含まれる。

- リスク評価手続並びにグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別及び評価への構成単位の監査人の関与の程度
- グループ財務諸表にとって重要な事項について構成単位の監査人が行った重要な判断及びグループ財務諸表にとって重要な構成単位の監査人の発見事項又は結論
- 構成単位の監査人における、経験の浅いチームメンバーによる作業に対する査閲の責任を負う経験豊富なチームメンバーの適性及び能力
- 構成単位の監査人及びグループ監査人が監査調書の査閲のための共通の方針又は手続に従っているかどうか。

入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価

- **グループ監査人は、構成単位の監査人が実施した作業を含め、実施した監査手続からグループ財務諸表の監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうかを評価しなければならない（第51項）。**
 - ◆ グループ財務諸表の監査は、累積的かつ反復的なプロセスである（A151項）。
 - ◆ グループ監査人は、監査チームが不適切に以下のようなことを行っていないか考慮することがある（A153項）。
 - 適合性及び信頼性を適切に考慮することなく、アクセスが容易な監査証拠を入手すること。
 - その状況において必要とされるよりも証明力が弱い監査証拠を入手すること。
 - 裏付けとなる証拠を入手する方向又は矛盾する証拠を除外する方向に偏った方法で監査手続を立案し実施すること。
- **グループ監査責任者は、未修正の虚偽表示及び十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった状況が、グループ財務諸表の監査意見に与える影響を評価しなければならない（第52項）。**
 - ◆ 修正済み及び未修正の虚偽表示が、他の構成単位に影響を及ぼすことがある広範な問題（例えば、共通の会計方針又は共通化された内部統制の対象となる取引に関する問題）を示しているかどうかの検討を含める場合がある（A156項）。



グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

■ コミュニケーションが要求される項目

グループ経営者とのコミュニケーション

- 構成単位で実施される作業の概要を含む、計画した監査の範囲とその実施時期の概要（第54項）
- 不正（構成単位の監査人からの報告を含む）又は不正が存在する可能性の情報（第55項）
- 企業又は事業単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項で、企業又は事業単位の経営者が把握していない可能性がある事項（第56項）

グループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

- 監基報260「監査役等とのコミュニケーション」及び他の監基報で要求されるものに追加（第57項）
- 構成単位において実施する作業及び構成単位の監査人が実施する作業に関してグループ監査人が予定している関与の内容の概要
 - グループ監査人が構成単位の監査人の作業を査閲したことによって判明した作業の品質に関する懸念事項及びグループ監査人による当該懸念への対処方法
 - グループ監査の範囲に関する制約（例えば、人や情報へのアクセス制限に関する重要な事項）
 - 不正又は不正の疑い

識別された内部統制の不備に関するコミュニケーション

- 識別されたグループの内部統制システムの不備をグループ・ガバナンスに責任を有する者又はグループ経営者に報告する必要があるかどうかを判断しなければならない（第58項）。

監査調書

- 監査調書の要求事項を強化している。
- 適性及び能力の判断の根拠や監査調書へのアクセス制限ほか、適用指針（A166項からA182項）にも多くの記述がある。

監査調書への 記載が要求さ れている事項 (第59項)

- (1) 人や情報へのアクセス制限に関する重要な事項及びそのような事項への対処方法
- (2) グループ監査人による構成単位の決定の根拠
- (3) 構成単位における手続実施上の重要性の決定の根拠及び構成単位の財務情報における虚偽表示についてグループ監査人とコミュニケーションを行う際の金額の基準値
- (4) 構成単位の監査人の適性及び適切な能力の有無についての判断の根拠
- (5) グループの内部統制システムの理解における重要な要素
- (6) 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲について、それぞれの内容、時期及び範囲
- (7) 以下を含む、構成単位の監査人とのコミュニケーションに関する事項
 - ① 第32項に従って伝達された不正、関連当事者又は継続企業に関する事項
 - ② 第45項に従ったグループ監査に関するグループ監査人の結論に関連する事項
- (8) グループ財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある事項に関する構成単位の監査人による発見事項又は結論に対する、グループ監査人の評価及び対応

その他の事項

その他の事項

改訂前ISA600からある内容で新たに訳出したもの

■ 「結合財務諸表 (Combined Financial Statements)」の訳出

結合財務諸表を監査する実例は見当たらないものの、IFRSの概念フレームワークで結合財務諸表の定義の規定があり、結合財務諸表の作成が求められるケースが今後生じる可能性もあることから、今回の改正を機に新たに盛り込むこととした（第2項、第14項(11)②及びA26項）。

■ 「グループ監査責任者が監査契約を辞退する又は解除することを禁止する法令」（A46項）に関する規定の訳出

日本において該当する法令は確認されていないが、リファードワークにて構成単位の監査人となる場合に影響する可能性への対応及び理解促進に意義があると考え、新たに盛り込むこととした（A46項）。

新起草方針の適用

報告書の形式について、2022年6月に公表された改正品基報等と同様に以下の対応を実施している。

- 項番についてはISAと整合させる。なお、我が国の法令等を優先して適用しない項番については欠番とする。改正監基報600においては、欠番とする項番はなかった。
- 我が国独自に設けられた項番については「JP」を挿入する。さらに、「監査における不正リスク対応基準」として設けた項番については「F」を挿入し、ISAとの差異を明確にする。
 - JP項としては、構成単位の監査においても**内部監査人が構成単位の監査人を直接補助することがないように**するため（監基報610のA4-1項）、海外の構成単位の監査人とコミュニケーションを行うことが必要になることがある旨を注意喚起した（A60-2JP項）。
 - 改正前監基報600において「監査における**不正リスク対応基準**」として設けた項目については、ISA600（改訂）で追加や変更された項目の記載を考慮の上、改正監基報600においても我が国独自に設けた項目として記載している（F31-2JP項、F32-2JP項、FA106-2JP項、FA144-2JP項、FA163-2JP項）。

適合修正（関連する監基報の改正）

今回の改正により、以下の他の報告書の適合修正を実施している。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 監基報（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」 | ⑩ 監基報402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」 |
| ② 監基報220「監査業務における品質管理」 | ⑪ 監基報501「特定項目の監査証拠」 |
| ③ 監基報230「監査調書」 | ⑫ 監基報510「初年度監査の期首残高」 |
| ④ 監基報240「財務諸表監査における不正」 | ⑬ 監基報550「関連当事者」 |
| ⑤ 監基報250「財務諸表監査における法令の検討」 | ⑭ 監基報570「継続企業」 |
| ⑥ 監基報260「監査役等とのコミュニケーション」 | ⑮ 監基報610「内部監査人の作業の利用」 |
| ⑦ 監基報300「監査計画」 | ⑯ 監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 |
| ⑧ 監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 | ⑰ 監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 |
| ⑨ 監基報320「監査の計画及び実施における重要性」 | ⑱ 監基報705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 |
| | ⑲ 監基報706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 |
| | ⑳ 監基報710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」 |
| | ㉑ 監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 |
| | ㉒ 監基報805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 |
| | ㉓ 監基報900「監査人の交代」 |
| | ㉔ 品基報第1号「監査事務所における品質管理」 |
| | ㉕ 品基報第2号「監査業務に係る審査」 |

適用に当たっての課題（例示）

適用に当たっての課題（例示）

- 重要な構成単位概念の廃止
※リスク・アプローチの深化による監査品質の向上・判断の領域の拡大
 - ▶ 重要な虚偽表示リスクへの対応による監査の作業を実施する構成単位の決定と説明
 - ▶ 監査の作業を実施する構成単位の範囲が拡大する可能性
 - ▶ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」は拠点ベースで範囲を決定するため、一体監査の観点から改めて作業を行う範囲を適切に決定する必要性（内部統制監査と連携した一体監査の方針の整理が必要となる可能性）
- 構成単位の監査人も含めたグループ監査全体での改正倫理規則や品基報等の遵守の徹底
- 構成単位の監査人との双方向のコミュニケーションの強化
⇒コミュニケーションの質及び量の充実
 - ▶ 監査の様々な局面におけるコミュニケーションの増加
 - ▶ 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の強化
- 文書化すべき内容の充実・明確化
 - ▶ 適時・適切な文書作成への対応



グループ・レベルでのリスクの識別と評価に際して、経営者及び監査役等との一層のコミュニケーションが必要になると同時に、グループ監査全体で改正倫理規則や品基報等を遵守することによって高品質の監査の実現につながる点も説明することで、企業側の財務諸表監査に対するより一層の理解につながると考えられる。また、作業を実施する構成単位の範囲の拡大、内部統制の理解の深化等への対応として、従来以上に監査に協力してもらう可能性が生じることについても、企業側に早期に注意喚起しておくことが重要と思われる。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会